

税制調査会（第3回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ）議事録  
日 時：平成26年2月28日（金）14時00分～  
場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○神野座長

第3回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（以下、「マイナンバーDG」という。）を開会します。

はじめに、本日の会議の流れですが、議題を四つ用意しています。本日の主要なテーマはヒアリングですので、第一番目から第三番目の議題はヒアリングになります。

はじめに、現在、税理士として税務の現場で御活躍をされている上西特別委員からプレゼンテーションをいただきます。法人番号の利用・活用方法、あるいは税理士という視点で、番号の利用・活用などについてお話を頂戴できると期待しています。

続いて、第二番目の議題は、増田委員からプレゼンテーションをいただきます。改めて御紹介するまでもなく、増田委員は3期12年にわたって岩手県知事を、さらに総務大臣及び内閣府特命担当大臣をお務めになっていますので、地方自治の分野から「マイナンバー制度への期待」ということで御発表をいただきます。

最後に、第三番目の議題として、全国銀行協会の企画委員長をお務めの、三井住友銀行常務執行役員、太田純委員長よりヒアリングを賜ります。預金口座への付番等々について、銀行界という現場の立場からお話を拝聴できるものと考えています。

また、本日も、内閣官房から向井審議官、さらに厚生労働省から山沖政策評価審議官に御出席をいただいています。

さらに、本日は、金融庁の三井総括審議官にも御臨席を頂いています。

ここでカメラの方には御退室をお願いします。

（カメラ退室）

### ○神野座長

それでは、上西特別委員からプレゼンテーションを賜ります。上西特別委員は、特別委員であるとともに、日本税理士会連合会の調査研究部長を務められています。「税理士の視点から見た番号制度」というテーマで御発表をいただきます。

上西特別委員、よろしくをお願いします。

### ○上西特別委員

「税理士の視点から見た番号制度」というテーマで説明、そして提言を行わせていただきます。

目次に五つの柱立てがあります。一つ目が「税務面、社会保障分野における利用・効果」、二つ目が「マイ・ポータルの活用」、そして三つ目が「医療分野における利用の可能性」、四つ目が「法人番号の利用」、五つ目が「適正な申告に向けた取組みと今後のあり方」、この五つの視点から、番号制度について申し述べたいと思います。

2 ページです。「税務面、社会保障分野における利用・効果」についてです。税務面での効果として、まず、国税では、番号制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効果的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれます。また、転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となります。

次に、地方税では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せや突合ができ、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となります。また、国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われるとの効果が期待されます。

そして、この効果を享受するためには、保有資産の把握について、現状と今後の課題等について検討する必要があります。

3 ページです。保有資産の把握の現状は次のようになっています。国税では、不動産、金融資産、動産の保有は、法定調書による把握の対象外となっています。ところが、「財産及び債務の明細書」の提出制度と「国外財産調書制度」の二つの制度があります。前者の「財産及び債務の明細書」の制度は、所得税法に規定されており、昭和25年のシャープ勧告により、我が国の税制が大幅に改正され、富裕税が創設されたときに起源があるものです。現在、確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の各種の所得の金額の合計額が2,000万円を超える者は、確定申告書に添付して提出しなければなりません。これが相続税の分野等で、一定の資産の把握について効果的に運用されていると聞いています。

また、後者の「国外財産調書制度」は、平成24年度の税制改正で創設され、平成25年12月31日現在、国外財産の合計額が5,000万円を超える者は、翌年の3月15日、税務署長に提出することになります。この3月から始まりますが、今年は3月17日月曜日となります。これについては、ストックベースのものであるので、所得金額の合計額とは関係がない形になっています。

社会保障分野の例として、生活保護制度では、生活保護の決定実施のために、預貯金、保険、不動産等の資産を調査しますが、現行、福祉事務所職員のマンパワーによって資産を把握するという運用が行われています。また、求職者支援制度でも、給付金の支給に際して、金融資産、土地・建物の所有に関する要件があり、これは受給申請者の自己申告に基づく運用がベースとなっています。

私ども税理士が相続税申告をするときにどのような手続きを踏むのかです。不動産（土地・建物）は、まず、固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧・写しを入手し、次に法務局で登記事項証明書を交付請求し、登記を確認する、このような形で土地・建物の把握をします。

預貯金は、金融機関に残高証明の発行依頼を行いまして、税理士事務所によって方法は違うのかもしれませんが、私の場合は5年間、顧客元帳、顧客勘定の写しを入手しています。

そして、どのような効果と限界、検討課題があるかです。保有資産ごとに見てみると、土地・建物で登記されているものは、付番して、全国に分散する土地・建物の把握をすることにより、相続税申告の利便性は向上するメリットがあります。

ところで、現状の実務は、申し上げたとおり、名寄帳などによって把握するのですが、実は完全ではありません。たまに、納税者の相続人の方も知らないものも出てきます。では、付番すればよいのかというと、そのとおりです。しかし、検討課題として、現在、被相続人である死亡者に占める申告割合が約4.1パーセントです。100人の方がお亡くなりになって、約4パーセント強の相続税の申告が必要とされているわけですが、課税ベースが拡大して、平成27年1月1日以降の分は、申告者数が増えると予想されています。6パーセント台後半であると一般的に言われていますが、これをどう評価するかなのです。1.5倍以上増えるから積極的に付番すべきだという考え方と、課税ベースが拡大されてもこのくらいであるという見方、両方があると思います。これは判断していかななくてはいけないのですが、相続が未登記のものをどうするか。遡及して付番するかどうかなのです。2代前、3代前から相続登記が放置されているものも現実にあります。登記は第三者の対抗要件を具備するためのものとして必要ですが、それを自ら放置している人に、どこまで付番してあげるかという問題が出てきますし、また、共有名義のものはどうするのかもあります。例えば、単独所有のものが、一部、他の者の持分になった場合に、どのように扱っていくのか等も必要な検討課題だと思います。恐らく10年、20年経っても、昔から放置されているものはそのまま残り得る可能性があるという問題が生じます。

次に、固定資産税において、土地・家屋・償却資産ですが、複数の自治体で保有する土地・家屋の把握が付番により可能となれば、相続税申告の際の利便性は向上します。しかし、相続登記が未登記のままであるとか、共有名義等はどうかという検討課題は引き続き残ると思います。また、償却資産の付番は、ここでも意見交換がありました。法人による申告が大半であること、個人は事業者であること等を踏まえると、社会保障分野の事務の効率化、給付の公平、コストの観点からも検討すべきであり、ただ付ければよいということではなく、全体のバランスが必要でしょう。

預貯金の付番の利便性は相当に高いと思います。相続税申告の実務は金融機関の残高証明・顧客元帳の写し等で把握していますが、やはり完全に把握し切れないという現実があります。この部分について、確かに預貯金の付番は、社会保障の負担と給付の観点、そしてマネーロンダリングの観点からも有用性は高いと思われ、賛成です。しかし、休眠口座の取扱いをどうするのか、実務家として非常に心配しています。

上場株式等については、特定口座を活用すると利便性は高いと考えています。

そして、5 ページ、保有資産の把握についての論点ですが、相続税申告では「課税の公平」と「コスト」とのバランス、社会保障給付の面では「負担と給付の公平」と「コスト」を常に考え合わせる必要があると思います。

総括ですが、相続税申告・社会保障分野のいずれにおいても、保有資産を把握することは重要です。利便性・課税の公平・社会保障給付の公平のほか、社会的コストと実現可能性、時期的なものも含めて、これを個々に検証する必要があると思います。

法定調書について、少し補足しますと、現行の法定調書は番号制度がなく、かつ手書きであることを前提とした時代に設計されたものがベースになっていると考えられます。そうすると、今後、番号制度の導入により、法定調書の範囲、金額水準の見直しが必要であると思います。基本的には拡充であると考えていますが、費用対効果を考えると、ものによっては拡充だけではなく、据え置き、または縮減もあるかという気がします。そして、課税の公平や効率的な税務行政の運用を考えますと、行政指導、また税務調査の段階で、必要なものと、今、確認したいことについての任意の支払調書の提出制度も検討することも重要ではないかという気がしています。

次に、6 ページです。マイ・ポータルがこれから広く国民に活用されるにあたり、この情報提供等記録開示システムが設置されることが、番号法の附則第6条第5項で規定されています。

現在のe-Taxの利用状況ですが、平成24年度は、所得税申告は何と1,208万6,447件のe-Taxが利用されています。占める割合は65.9パーセントで、いずれも前年対比で増加となっています。インターネット環境を利用した申告書の提出が今後引き続き増えるという方向性で、マイ・ポータルも考える必要があると考えています。

次に、7 ページですが、マイ・ポータルを利用すると、添付書類が省略されるとされています。そのとおりですが、現行、どのようになっているか、まず御報告申し上げます。右のように、現在、添付省略となっている第三者作成書類はこれだけあります。第三者作成書類の添付省略制度ですが、e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合、記載内容を入力して送信することで、税務署への提出、提示を省略することができるというものです。当然のことながら保存しなければいけないわけですが、原則として法定申告期限から5年間の保存が要請されており、この内容を確認するために税務署等の調査で、書類の提示または提出を求めることがあります。このときに納税者が不対応の場合は、添付または提示がなかったものとして取り扱われるので、その所得控除等は認められなくなります。

社会保障では、今後、添付書類の省略によって、所得証明書等の添付省略、住民票の添付省略等が見込まれますが、現在でも相当、添付省略はされています。

マイ・ポータルの活用によって何が変わるのかといいますと、これらの書類は一旦、原則として、納税者、あるいは申告者、申請者に対して、紙で発行者が提供します。その紙で提供されたものについて、税務署に提出するに当たって省略できるものです。

次の段階を考えると、添付書類の省略の前に同時にできるのですが、これらの発行者がマイ・ポータルにその情報を格納することで、同時に、税務申告の際にもそのまま利用できるとなれば、紙ベースで各納税者にこれらのものを送ることも省略できるのではないかと。むしろその効果の方が大きいような気がします。

次の8ページです。マイ・ポータルの活用による、源泉徴収票と給与支払報告書の電子的提出先の一元化で、現在、会社、給与の支払者ですが、源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員所在地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送しています。もちろん、eLTAXを利用することで、これらの郵送の手間を省くことも可能です。

より重要なのは、次の方かと思います。源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同一内容ですが、これを一種類の様式でeLTAXに送信すれば、自動的に振り分けて提出されるという形になります。

そして、次の9ページ、e-Taxとの連携についても当然御検討いただきたいとします。現行の電子申告の仕組み、メッセージボックスの機能を維持すべきだと考えます。現在、所得税、復興特別所得税の申告の真っ最中ですが、納税者のメッセージボックスには、申告の書類、青色、白色、予定納税額、及び振替納税利用金融機関の情報等が格納されており、非常に便利で、これを維持すべきです。

現行の電子申告の位置付けの明確化が必要です。

現行のメッセージボックスとマイ・ポータルとの関係、これが併存するのか、マイ・ポータルに包摂されるのかは、技術的な問題もあり、御検討いただきたいのです。今の水準を落とすことなく、そして情報連携、連携と言うと少し言葉は複雑になるのですが、マイ・ポータルに格納されている情報は、申告の際にそのまま利用できるような形をぜひとも御検討いただきたいと考えています。

そして、先ほど源泉徴収票と給与支払報告書の一元化の話をしました。自動振り分け後の各市区町村の住民税課の事務負担軽減の視点も必要ではないかという気があります。振り分けた後に、例えば、紙に出力して手入力するのではなく、自動的にその情報が各個人の住民税課の情報に格納されていくことも確実に整備していただきたいと考えています。

そして、市区町村には、給与支払報告書を、アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員で、給与支払額の多寡にかかわらず、源泉徴収のあるなしにかかわらず提出することとなっています。

税務署に対する源泉徴収票は、これは少し要約した書き方で、法人の役員150万円超、一般の従業員500万円超となっていますが、課税の公平の観点から、番号制を利活用することで、活用する資料情報の範囲も見直しが必要になってくると思います。もう少し低い水準の金額も名寄せしていく。できることならば全部名寄せできないかとも考えています。

次に、10ページです。医療分野での利用について、話題になっています。医療費控

除と番号制度について、所得税法第73条に医療費控除の趣旨が書かれています。詳細なものは、政令のほか、通達や質疑応答であります。実際には1冊の本としてまとめて市販されているように、内容は相当詳細なところまで知っておかなければ実務が完結しないという面を持っています。

そして、医療費控除の実態、あるいは問題点ですが、支出した費用の医療費への該当・非該当の区分など判断が常に伴います。同一費用であっても該当・非該当があります。例えば、おむつであっても、医師の使用証明書があるもの、ないものによって異なりますし、薬局での医薬品の購入でも、治療のためか、健康増進のためかによって異なります。介護保険制度下での居宅サービスも、単独で医療費控除の対象となるもの、一定のものと併せて利用することで医療費控除の対象となるもの、最初から対象とならないもの等があります。また、病院等に通うに当たってのタクシー代をどうするのか、これも判断が伴うものです。

そして、複雑なのが、本人の分だけではなく、同一生計親族の分が対象となるので、自分のものだけでは済まないという問題が出てきます。

そして、集計に時間を要するという実務の話では、全国的に膨大な時間を有しているのではないかと考えます。また、税務署でも一定のチェックが必要です。

そして、これは所得控除なので、高所得者に有利な制度となっている点も指摘しておきたいと思います。

そして、11ページです。マイ・ポータル上で医療費情報を表示することについて、左上、マイ・ポータル内で集計が可能であれば、利便性は高いと考えます。留意点ですが、以前も申し述べましたが、プライバシー保護の観点から、情報については最低限のもので足りるようにしてはどうかという考え方です。左側、コストです。医療機関の負担、システムの改修、入力コスト等も検討すべきであり、相当な社会的なコストがかかることも確かです。限界ですが、先ほどのページで指摘しました実態、あるいは問題点の多くはまだ解決しないこととなります。

医療費控除制度のあり方ですが、番号制度を導入するに当たって、現行制度をベースにすることが原則であったとしても、ものによっては見直しも必要ではないかという気がします。

医療費控除制度と番号制度をリンクさせると、廃止も含めて、見直しが困難となる懸念があります。また、医療費控除制度の見直しに当たっては、高額療養費制度と他の制度の拡充・代替等も併せて検討すべきではないかという気がします。

次の12ページです。前回、厚生労働省の説明資料の中に、医療情報の番号制度という点がありました。これは日本再興戦略において、国民的理解を得た上で、医療情報に番号制度の導入を図るといのように示されているところです。この医療情報の番号制度と医療費控除は全く異なるもので、同じ医療ですが、医療情報の番号制度は、具体的な内容は今後も検討されると思いますが、診療科目や、治療・投薬の内容、また、

その効果等も把握することになるとすれば、両者の関係について整理が必要であり、かつ医療情報の番号制度と、医療情報を連携する利便性とリスクについて、国民の理解の前に、これからの国民への十分な説明が前提になってくると思います。

そして、私の属する日税連の主張を掲げていますので、最後に少しこの点について触れたいと思います。

次に13ページの「法人番号の活用」です。番号制度における法人番号の基本3情報、商号または名称、本店または主たる事務所の所在地、法人番号を検索、閲覧可能なサービスがホームページ等で提供されることになっています。現在、法人番号は様々なところで使われています。内容については省略します。これはぜひとも経済の活性化等も含めて我が国において利活用すべきであると思いますが、検討項目として二つ掲げています。

一つが、支店・営業所への付番の必要性です。分割法人の申告等について利便性が高いが、増設や廃止もあるので、そのたびに番号をどうするのかという問題があります。そのことも併せてバランスを考えるべきだと思います。

また、ビジネスチャンスという観点でこの法人番号を考えるのであれば、個人事業者の取扱いをどうするのかも検討すべきではないでしょうか。ただ、個人事業者といえども個人なので、法人との競争確保の観点だけではなく、プライバシー保護も併せて考えるべきではないかと思います。

14ページです。「適正な申告に向けた取組みと今後のあり方」ですが、個人の番号、法人の番号とも活用することは重要です。

しかし、番号を入れれば適正な申告が確保されるのかというと、決してそういうものではありません。大企業は、OECDの税務長官会議で大規模納税者に向けた施策が議論され、また、日本版SOX等で、上場企業、その連結子会社の内部統制が一層強化されていますが、中小企業は統一的なものが今のところありません。これについては、全国法人会総連合会が作成し、日税連で監修した「自主点検チェックシート」が中小企業の内部統制、経理水準を向上させます。全国的には平成26年4月から運用される予定です。

また、税務調査前も、業務チェックリストで、国税庁、また私ども税理士会が作っているものを、より幅広く共有化していく。また、適正な申告を確保する施策として、詳細は省略しますが、税理士に認められている権限として、新書面添付制度があります。これも適切な申告に向けた制度として利活用されています。

税務調査でも、調査を重点化すべきであり、実地調査以外の多様な手法も、今後ぜひとも取り組んでいただきたい。ただ、懸念するのが、実調率が今、非常に低下しています。適正な申告を確保するためには、一定の実調率も確保することが必要なので、重点化や多様な手法のほか、定員の確保等も含めて、今後検討していくことも適正申告につながるのではないかと思います。

私どもは、2、3月を中心に小規模納税者等へのボランティアでの税務支援をしています。また、小学校、中学校、高校、大学、そして社会人に対して、租税教育を行っています。時間がかかることかもしれませんが、適正な申告をするためには、教育も行っていかななくてはなりません。

番号制は非常に貴重な、重要な、基礎的なインフラですが、適正な申告という観点から、こうしたものを組み合わせていくことが必要ではないかと考えます。

最後のページで、日本税理士会連合会の建議書の一部について紹介します。

社会保障・税一体改革の必要性の観点から、個人所得課税における所得再分配機能の強化を図りつつ、番号制度の導入により社会保障給付をより効率的に運用し、給付を真に必要とする者に重点的に行うことにより対処することを検討すべきである。

社会保障・税番号制度は、申告に必要な納税者情報の取得や税理士用電子証明書などの運用及び電子申請に係る代理送信について早急に明らかにすべきであり、特にマイ・ポータルとe-Tax及びeLTAXとが将来的に連携できるよう検討する必要がある。

利用範囲については、社会保障分野、税務分野、災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要がある。したがって、当分の間、社会保障分野、税務分野、災害対策分野の限定的な利用とすべきであり、法人番号についての民間利用は慎重にすべきである。

これは平成25年6月現在の意見で、法人番号は、今後、利活用を前提とした研究となるように、次回改める予定です。

将来、個人番号を民間利用することについては、ヒアリングを行っていただきたいということ、及びセキュリティ等に関して書いています。

そして、最後の行ですが、社会保障・税番号制度は、所得の捕捉に一定の効果が期待されるものの、決して万能ではない。社会保障・税番号制度は、我が国の租税申告の基本理念である申告納税制度を補完すべきものとして活用すべきであるというのが主張です。

以上で私のプレゼンテーションを終わります。

## ○神野座長

どうもありがとうございました。

上西特別委員からは、税務行政、それから、納税協力を携わられている税理士の立場から、マイナンバー制度の活用のメリット及びそれを活用する場合の留意すべき検討課題等々について御発表をいただきました。

それでは、委員の皆様方から御質問があれば頂戴したいと思います。

## ○中静委員

ありがとうございました。大変勉強になりました。

14ページで実調率の低下への懸念を説明されましたが、数字を教えていただけませんか。

## ○上西特別委員

基本的なことは別の雑誌に書いていますので、把握しています。平成23年分の実調率は、個人実調率が1.4パーセント、法人実調率が4.3パーセントです。法人が4.3パーセントということは、単純平均すれば、23～24年に1回となります。平成元年の実調率は、法人が8.5パーセント、個人が2.3パーセントでした。年によって多少の増減はあるのですが、中期的に減少しています。

## ○神野座長

他はいかがでしょうか。

## ○野坂委員

4ページの預貯金について質問します。先ほど休眠口座の扱いについて、実務家として心配していると発言がありましたが、もう少し具体的に説明をお願いします。また、取扱い等を検討すべきとの発言についても、付言していただければと思います。

## ○上西特別委員

具体的な数字は、後ほど御説明等あるかと思いますが、人口の6、7倍ぐらいの口座数があり、本人確認する以前の制度では、本人を確認していなかったのも、借名というような預金口座もあると聞いています。また、その後、動いてなく、かつ住所等が変わって、また姓名が変わったり、名前が通称であったりなどして、紐付けできないものも結構あるのではないかと思います。実際の申告のときに、それが出てくるのです。そうすると、付番するときどういう整理をするのかという問題が出てくるのは確実ですので、一定の政策的な判断や、割り切りが必要かという気がします。

## ○神野座長

小幡特別委員、どうぞ。

## ○小幡特別委員

非常にわかりやすくまとめていただき、ありがとうございました。

「医療分野における利用の可能性」のところ、ご指摘があったように、今の現実の医療費控除のやり方を前提にすると、何が医療費控除の対象になるのか、該当するのかが非常に細かい判断があり、もし仮に医療費情報をマイ・ポータルなどにしても、現在の医療費控除のあり方を前提にすると、多分、限界があると思います。その場合の考え方ですが、より効率的にするために、若干、今のあり方を変える必要があるのか、そういう話までいくのかというのは、なかなか難しいところだと思いますが、お考えをいただければと思います。

## ○上西特別委員

まず、同一生計親族が含まれることで、実務は同一生計分を集めて、どのような負担が有利かと考えるわけです。個人課税ベースをどこまで貫いてよいのかという、哲学ということはないかもしれませんが、重要な問題が含まれています。やはり同一世帯で規律されているのは医療費控除以外にもあるので、医療費控除だけ同一世帯をや

めるのかどうかという問題も含まれるため、非常に大きなテーマだと思います。ただ、現行を前提にすると、大変だということを指摘しておきます。医療費控除廃止などという話をここですると、様々な意味で問題がありますので、それは言えませんが、現行のままでは大変であるという指摘にとどめさせていただきます。個人的には要らないかとは思っていますが、社会的な要請をどうするか、他の制度との代替をどう考えるかも合わせないといけないので、論点は非常に多岐にわたると思います。

#### ○小幡特別委員

やはり控除が必要な方には必要だと思うのですが、ただ、番号制度を使って、効率的にということのために、哲学がゆがむということが果たしてよいのかという問題です。

#### ○神野座長

中里会長、どうぞ。

#### ○中里会長

番号を振っても、それをきちんと動かすためには法的判断が必要だということです。銀行口座は誰のものだとか、土地は誰のものだとか。番号を振れば全て動くわけではなく、法的判断が大変なので、銀行協会でも、税理士の先生でも、そこで苦勞するという、それだけ押さえておけばよいのではないかと思います。

#### ○神野座長

ありがとうございました。宮崎委員、どうぞ。

#### ○宮崎委員

アクセスできる人は誰なのかという範囲について伺いたいと思います。例えば、公立の高校の授業料が、これから所得制限で有償になっていくことについて、世帯ごとに基準が設けられるので、番号を利用すると、事務的には非常に効率化できます。前の政権の時は無償でしたが、徴収のための職員が新たに要るなど、いろいろ出てくると、非常に便利だと思うのですが、公立高校であれば、事務レベルでそういったことにアクセスしてもよいのか、私立高校の事務員ならどうか、情報リテラシーを身につけたある種の資格は必要ないのか、税理士だったらよいのか、どこまでアクセスを許されているのか、どこまで使ってよいのかについてはいかがでしょうか。もう一つは、公開の原則があるのか、ないのか。例えば、今の税の話でも、個人情報保護法が施行される直前までは、長者番付などといって、高額納税者の方は全員名前が出ていました。それを保護すべきかどうかという議論が併せて行われないと、今も例えば、登記情報などは公開で、誰でも見られます。誰でも見られるところに振ってある番号で、芋づる式に情報が全部出てくるといってよいのかどうかというと、振ること以外の、ほかの分野との兼ね合いが非常に難しいと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

## ○上西特別委員

詳細は向井審議官にお願いしたいと思います。税理士の視点から申し上げますと、現行のメッセージボックス、納税者の税に関する情報が格納されているものですが、メッセージボックスと同等の内容さえ見ることができれば、当面足ります。もちろん拡充して、それ以外の社会保険関係や、生命保険、損害保険の解約等の情報も見られればよいのですが、それを全て見に行くとなると、他の情報も見てしまうことになるのです。それが果たして良いのかというと、良くないような気がします。ただ、マイ・ポータルの中で、税理士に対して見せてよいものだけを抽出することが、システムの、また実務的にそれが煩雑でなければ、それも一つの方法かと思います。現行のメッセージボックスの機能がとりあえず維持できれば、当面の実務は足ります。プラスアルファは急ぎません。将来的な課題として御検討いただければよいと思います。

## ○神野座長

向井審議官、いかがでしょうか。

## ○内閣官房向井審議官

まず、マイ・ポータルで自己情報を見られるのは、基本的には本人が原則です。それ以外に代理があり、通常個人情報保護法は法定代理ですが、マイナンバーは、まさに税理士の方を念頭に置いて、任意代理も認めたということですので、税理士の方が見るのはあくまで代理として見るというスタイルになっています。そういう意味で、例えば、仮に登記情報に番号が付いても、番号付きで登記情報を見られるのは本人だけ、プラス代理人が見られるという格好になる可能性が高いと思います。

## ○神野座長

ありがとうございました。

上西特別委員の御報告の一つの柱がマイ・ポータルの活用にあったのですが、国税当局から、何か現在の方針等々についてコメントしていただくことがあればお願いします。

## ○三宅国税庁情報技術室長

それでは、先ほどの上西委員の御発言との関係だけ少しお話をいたします。メッセージボックスの話が出ており、御存知ない方が多いかと思いますが、e-Tax、電子申告で、御自宅のパソコンで電子証明書をつけて申告していただいた場合、御本人（これは法人も個人も両方あります。）と、税理士に代理していただいた場合は代理をされた税理士が、申告された内容をこのメッセージボックスでも確認できるものです。また、個人の方であれば、翌年の申告の時期に必要な情報をこのメッセージボックスにお伝えする、あるいは還付金の処理が進んでいますということを御連絡しています。このメッセージボックスの機能は、法人の部分もありますし、マイ・ポータルでどういう情報を載せるかは、現在検討中ですが、そこは重複して無駄がないようにしたいと思います。

っていますが、全体としての機能自体は、維持をしていきたいと考えています。

あと、具体的に、マイ・ポータルにどういう情報を載せるかもありますけれども、現状において、先ほど資料のほうで、第三者作成の証明書ということで、例えば、医療費の領収書なども挙がっていますが、マイ・ポータルに載せる場合には、そういう書類を発行した機関が掲載するという形になると思われまので、一種、民間利用といった分野の検討に合わせて決まっていく部分でもあると考えています。

### ○上西特別委員

レジュメの13ページの一部を読み上げるのを失念しました。法人番号の活用案です。税理士の視点から考えられるものとして、13ページの右下、現状の利用、様々な利用番号がありますが、法人番号に統一することが恐らく行われるだろうという気がしています。また、企業内でも取引コードを統一できます。企業間の請求書、領収書等への記載も進むのではないのでしょうか。少し議論が必要かもしれませんが、税務申告時に勘定科目内訳明細書に売掛金先を書くときに番号を併記すること等も、実務上、最初は大変ですが、中長期的な課題として検討してもよいのではないのでしょうか。

### ○神野座長

それでは、まだまだあると思いますが、時間の関係もありますので、次の議題に進めさせていただきます。上西特別委員、どうもありがとうございました。

次に、冒頭申し上げたように、増田委員からプレゼンテーションを頂戴します。

増田委員は、先ほども御紹介申し上げましたが、現在、東京大学公共政策大学院の客員教授として御活躍されていると同時に、産業競争力会議の医療・介護等分科会の取りまとめ役等々、非常に多くの公職をこなされています。本日は「マイナンバー制度への期待」というテーマで御発表いただきます。よろしくお願ひします。

### ○増田委員

お手元の資料に基づき、プレゼンを行ってまいります。今、神野座長から御紹介ありましたが、しばらく岩手県の知事をしていましたので、自治体サイドでこの問題をどう見ているのか、あるいはどう利用することが良いのかといった観点で、1から6ページまで「マイナンバーと地方自治体」です。7ページ以降は「マイナンバー制度への期待」ということで、自治体との関係というよりは、もっと広く、私自身がマイナンバー制度に対して思っている考えについて、幾つか書いています。

「マイナンバーと地方自治体」という関係で申し上げますと、1ページ目に、まず「着実な制度導入の準備」と書いていますが、御案内のとおり、マイナンバー制度は国の機関、全国で1,800近くある地方自治体で番号利用、情報連携を進めていくものです。これまで自治体では住民基本台帳のシステムが動いています。住民基本台帳の利用については、国民の間にも御批判等もあることは事実ですが、そうした中で、今回のマイナンバー制度について、確実にスタートしていくためには、自治体なりに様々な準備が必要になってきます。

スケジュールは、御案内のとおりですが、平成27年10月から付番が始まり、平成28年1月から番号利用になります。さらに、後で申し上げます情報連携は平成29年7月、国同士の連携は平成29年1月から始まると聞いていますが、全国全ての自治体をつないで、国、自治体同士の情報連携は、様々な準備、テスト期間がありますので、平成29年7月からと、ちょうど国同士のスタートから半年遅れでスタートすると聞いています。

そして、それまでの間に自治体側の相当な準備が必要であり、今、全自治体でこのための取組みをしているということです。私も地方に行くときに、この問題について首長に質問を幾つか投げかけると、皆さん、きちんとスタートできるようにいろいろと準備していると言っていますが、この関係で二つポイントがあると思います。

一つは、システムの効率的・安定的な整備・運用が不可欠ですが、そのためには、クラウドの抜本的導入によって、自治体間のそれぞれの個々の準備を、共同化をして当たっていくことが不可欠です。これはもちろんコストメリットを追求するという観点から、そして全体のシステムを安定運用させていく上でも、こうした共同化が不可欠であり、これまでこの共同化に各自治体も意を用いていると理解していますが、どうしてもそれぞれ議会を抱えており、少し先行している自治体に遅れている方が合わせなければいけないなど、やはり自治体間として、それぞれが一人前の人格を持っている中でありますので、これを広い見地からどう共同化を進めていくかは、この場合に一つのポイントであろうと思います。

それから、もう一つ、自治体職員のICTリテラシーの向上です。図抜けて詳しい職員がいるところは、やはり全体として進み方が早い。それから、どうしても小規模自治体は外部のベンダー等に頼り切りになる、ましてトップは全く分からないということが現実に多数存在します。自治体職員のICTリテラシーを全体として向上させるためには、研修等の様々な取組みが必要になってきますが、ここも大きなポイントです。

2ページです。「マイナンバー制度の目的」ですが、これを自治体サイドから見ますと、番号利用はあくまでも行政を行っていく上での一つ的手段に過ぎないわけで、大きな目的とすれば、一つは、自治体自身の業務改革につなげていく部分、こちらが一番重要なところですが、自治体が提供する、住民の皆さんに御利用いただくサービス、その質を向上させていく、こういうサービス改革と、大きく二つあるかと思います。

後ほどポンチ絵で御説明しますが、いずれにしても、この業務改革ですが、バックオフィス改革など、自治体のきちんとした業務改革がこれによって大きく図られる可能性があります。手続窓口で番号を記入していただくと、もちろんカードでそれが正しいかどうか確認するわけですから、効率的に名寄せができることになります。

それから、サービス改革としては、自治体窓口でのワンストップ・サービス。今までは複数の自治体に様々な書類を請求していたものが、大幅に住民にとっての負担が軽減されますので、そうした意味で、サービスの大幅な改革につながっていくだろう

と思います。

それから、法律の立てつけとして、対象事務が、それぞれの自治体が条例を作ることによって、利用事務の追加拡大ができるような形になっていますので、社会保障、地方税、防災、その他に関する事務について、自治体の創意工夫が発揮できる、そういうことになるだろうと思います。

3 ページ以下に、今、申し上げたことを図示しています。一つ目の、いわゆる業務改革部門ですが、いわゆる名寄せなどを行うときに、現状は住民が申請書類を出して、市町村が情報をいろいろ持っているわけですが、「氏名」「住所」「生年月日」などの把握している情報をキーとして、名寄せを行っています。

しかし、同姓同名の人物がいるということで、それが同一人か、別人であるかという識別に相当手間がかかり、正確かつ効率的な名寄せが困難な場合が非常に多いわけです。これは誕生日なども含めて、全くぴたりと一致することが往々にしてあり、一人がそういうことになると、全体の信頼性が、がたっと崩れてしまいます。

今後は、個人番号を申請書類などに書いていただくことになりまして、それをきちんとカードで確認することになりますので、それをキーとして、確実な名寄せが可能になるということで、これはバックオフィスの改革、それによって別の仕事に振り向けられる人員が大幅に増えるといったことにつながると思います。

次の4 ページですが、二つ例を書いています。いずれもサービス改革で、非常に初歩的な、入り口でのサービス改革の事例ですが、いわゆるワンストップ・サービスです。左側が国民年金保険の資格取得の届出となりますが、こちらは、御本人から被用者保険側に対して資格喪失の証明書を交付申請し、交付をしてもらって、その書類を持参して市町村国保側に届出をして初めて国民年金保険の保険証をいただく。これが現状の流れですが、今後は、市町村国保側に届出をして、証明書等の証拠書類の準備をすることなく保険証を得ることができます。市町村国保側で被用者保険側と情報連携で確認をすることで、一度届出をすることに代えることができます。

同じことは、右側の児童扶養手当の支給申請で、これも非常に輻輳（ふくそう）した手続で行う場合がありますが、その手間を大幅に簡略化できます。このように行政側の、公的側との情報連携が行われることによって、住民の様々な手続が大幅に改善できます。これは、本来、サービスの質をもっと上げるために、様々な本人確認等によって、所得制限を設けるなど、サービスの質的な内容の改革にも広げることができるようになりますし、こうした分野で自治体が様々なサービスを競うことが望ましいところにつながっていくだろうと思います。

5 ページですが、自治体の条例によって利用事務が追加できるようになっていて、乳幼児医療費助成の例を書いています。乳幼児医療費助成を行う場合、これまでは御本人から福祉担当課に申請をした場合には、そちらから関係する課に照会を行うということで大変時間がかかっていました。手続的には、当事者にしてみれば、申請は1

回ですが、返事が来るまでに非常に時間がかかる。番号利用が始まると、瞬時にそうしたことが判断できるので、非常に短期間にサービス開始が可能になります。

6 ページです。今回、個人番号カードを交付することで利用を進めるのですが、この個人番号カードは、国民全員が保持できる唯一の顔写真つきの公的身分証明カードです。再来年の1月からは、これを国民が全員持つことができるようになります。住基カードは、私も知事や総務大臣をしていましたので、必ず持っていましたが、使う場面は本当にありませんでした。しかし、これからは、個人番号カードが様々な意味で、まさに身分証明書になっていくだろうと思います。

それから、この個人番号カードは、当然のことながら、自治体独自の創意工夫により、空き領域をどのように活用していくかということです。全員が持つことになって、しかも、様々な場面でそれを提示することが可能なカードという性格を持ちますので、図書館カード、印鑑登録書、公共施設予約カードなどにも利用できます。今まで住基カードというと、残念ながら、こういうことができると言っても、全員は持っていないので、なかなか利用を競うことにつながらなかったのですが、今回は、こういうベースのインフラがそれぞれ出来上がることによって、まさに期待する市町村の創意工夫につながっていくだろうと思います。

また、電子証明書の利用ですが、eTAXなど住民からの電子申請での利用やコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスでの利用といったことで、民間サービスでも利用できるのです。これ以外に、想像がつかないほど、様々な分野での活用も今後出てくるだろうと思います。

7 ページ以降は、自治体という立場を離れて、全般的な「マイナンバー制度への期待」ということで幾つか指摘をしています。「制度導入にあたっての期待」は、社会保障分野、税分野、災害対策分野で、公平性・公正性等々の向上が図られますので、まさにそれぞれの分野自体が国の根幹を成す基本的な分野です。そういったところの社会インフラとしての役割を果たすことが可能であると思いますが、そういった効果のさらなる向上だけでなく、あらゆる経済活動に係る手続の効率化に向けた制度、したがって、今後の利用拡大を図れば図るほど、さらにいい成果が期待できる、こういう可能性を持った制度だろうと思います。

8 ページですが、今後、民間の様々な利活用が検討されていくのだろうと思います。あえて指摘しておきますが、そういった民間の利活用の検討に行くまでの間に、あるいはその前に、より公的な観点からの活用を検討すべき点が幾つかあるのではないかと、思いつくものを書いています。

一つ目は、マイナンバー記載書面の電子化促進対策と書いていますが、民間の相当な負担がこの作業に生ずるのは事実で、私も今、野村総合研究所の顧問ですが、そちらでざっと試算したものでも、マイナンバー記載書面を電子化することで、数千億オーダーで負担が軽減されるという試算もあります。それから、地方自治体の各種書式

が、これは様々な経緯があって、実は書式自体はばらばらの書式になっているものが多いのです。この地方自治体の各種書式を、これを契機に、統一、標準化を図ると、それによっても相当な負担軽減や、利便性の向上も出てくると思います。

それから、次にまた申し上げますが、全金融取引口座への適用によって、これは海外からもいろいろ指摘されているマネーロンダリング対策にもなりますし、東日本大震災を経験して、その際分かった激甚災害等の場合の民間事務を含めた活用ということが国民の安心・安全を進めていく上で大変重要だと思います。

さらには、商取引における法人番号付番義務化といったことを行うと、税分野での公平性の確保が可能になると思います。

最後に、9 ページです。これはまた後ほどいろいろお話もあろうかと思いますが、金融分野における活用ということで、特にマイナンバーが導入されることによって、幅広い活用が可能になります。顧客情報を的確に把握し、NISA口座管理などに使える、いざ大規模地震、首都直下地震等が起きた場合の迅速な対応が可能になり、マネーロンダリング対策も可能になるわけですが、問題は、有効な活用には網羅的な対応が必要で、よく指摘をされますが、個人の預貯金口座に対してこれを広げれば、より公平・公正な活用が可能になるのだらうと思います。証券口座、生保、給与所得者、いずれも膨大な処理を抱えつつ、それを超えて、今後、マイナンバーを活用していくことになるわけですが、個人預貯金口座についてどうしていくのかというのは非常に大きな課題であろうと思います。

私は、個人の預貯金口座に適用するかどうかは、これはこれとして大変膨大な作業が必要ですので、またきちんとした議論をした上で、その判断、当否、是非を判断していかなければならないと思いますが、何が課題であるのか、その実態をきちんと明らかにした上で、この問題を考えていく必要があるのではないのでしょうか。個人の預貯金口座は、私も全体像がよく見えていないという思いが実はあります。

口座数も大変膨大にあるということは聞いていますし、非稼働口座、休眠口座も相当多く存在しています。2002年以前の開設口座みなし確認というようですが、そういったものもあるということで、本人確認済みのものとみなし確認のもの、それから、未確認のものがどれだけあるのか、それから、どれだけの金額があるのかをまず実態を明らかにした上で、何が課題なのかということを考えていく。その上できちんとした社会的公平性のある結論を出していくことが必要ではないのでしょうか。それから、非稼働口座、休眠口座の実態もきちんと把握をする。

それから、先ほど言いましたように、他の金融商品、事業会社で、こちら証券口座、生保等、非常に膨大なものですが、様々な利害、得失、メリット・デメリットを比較考量した上で、こういったものにマイナンバーを活用していこうと、こういう判断がなされたのだと理解していますが、そういうものと、それから、制度適用範囲の外にある、こういう個人預貯金口座について、このままにしておくのでは、いつまで

もこの問題がくすぶっていくので、一步進んで、何が課題であるのかを実態を踏まえた上で検討していくことが、この分野では必要ではないかと思っています。

以上、この制度への期待ということについては大きく三点申し上げましたが、総じて言うと、地方自治体も、準備はスケジュールにのっとなって、今、確実に進んでいるのだらうと思いますが、自治体職員のそれぞれのICTリテラシーの向上は、非常に膨大な作業でありつつ、一つでも欠けるところがあっては利用ができませんので、引き続き国、特に総務省も含めて、今後の適切な対応を期待したいと思います。

#### ○神野座長

どうもありがとうございました。

地方自治体の現在のマイナンバーにかかわる取組み状況を御説明いただきながら、それを活用しながら、地方自治体の行財政を効率化させていくという活用策のお話を頂戴した上で、少し広い視点、つまり、社会インフラとして三点ばかり、この活用への期待をお話いただいたと思います。御質問、いかがでしょうか。

宮崎委員、どうぞ。

#### ○宮崎委員

自治体同士をつないでいくイメージですが、ふるさと納税など、いろいろ枠を超えて行われることについて、自治体ごとに訓練をしていってつないでいくというイメージで、多分、クラウドが出てきたのだと思うのですが、クラウドはシステムを外に出してしまうわけです。自治体が管理しないところでシステムが動く。この辺の作り方は、例えば、国から投網をかけるようにおりてきたシステムの方が良いのか、自治体ごとで完成していったのをネットしていった方がよいのか、そのような作り方は、どういったイメージで考えればよいのでしょうか。

#### ○増田委員

どちらのイメージかと言われても、要はきちんとしたシステムができればよいということになります。恐らく、こういった分野は、今まではそれぞれの自治体ごとに様々なサービスを使っていくときに、ICT利活用ということで、それぞれ自治体ごとに様々なベンダーと契約しながら出来上がっていきます。そのため、今度、自治体を横につなぐときに、実は大変だということがあったと思うのですが、今の御質問で、イメージというか、感覚的にどう考えたらよいのかということですが、今回について言うと、やはり国と連動してやるものですので、その中で、自治体の独自性というよりは、投網をかけて、それぞれの自治体が一番漏れなく、他に迷惑かけることなく動かすためにはどうしていったらよいのかという意識で一般的には取り組んでいるのではないのでしょうか。要するに、いつまでにスタートして、いつまでにこういうことをしなければいけないというのが、全国の全ての自治体、同じようなレベルでかかってくるので、意識としては、そういうことで、皆さん、取り組んでいるのではないか、それで実際に仕組みとしては間違いのないものが出来上がってくるのではないかと思います。現場

の第一線のトップではないので、今のところ、そのぐらいしか言いようがないですが。

#### ○神野座長

向井審議官、お願いします。

#### ○内閣官房向井審議官

まず、今回のマイナンバーで自治体同士をつなぐのは、基本的には専用回線のLGWANを使います。一方で、クラウドという話はどこかといいますと、各自治体がほとんど同じような業務をやっているにもかかわらず、先ほど様式が違うという話が増田先生からありましたが、様式だけではなく、仕事のやり方も違うために、それぞれが自分でサーバーを持って、プログラムの作り込みをしている。したがって、非常に非効率になっているので、マイナンバーが関係しないところも含めて、サーバーを共通化してクラウド環境を作ります。そういった意味で、サーバーを自分で持っていないという点では、持っていないのですが、基本的には、自分で持っていたから安全というわけではないし、実際に自分で持っていたとしても業者に委託しているわけなので、そういう意味では実態としてはほとんど変わらないし、クラウド環境を作った方が、ある意味、セキュリティが安全だと。クラウド環境ではサーバー間で空き容量を融通し合うというイメージだと考えていただければよいのですが、そういうクラウド環境にそれぞれの自治体、A自治体、B自治体、C自治体が、それぞれ自分たちのシステムを置くのですが、そのシステムも基本的には同じ様式、スタイルでやりましょう、そうすると、マイナンバーによる改修があったときに1回で間に合うスタイルになるので効率的だと、そういうイメージだとお考えいただければよいと思います。

#### ○宮崎委員

クラウドは例えば情報を置いておく地域を限定して管理したりできるようですが、どこまで国が管理しているということになるのですか。

#### ○内閣官房向井審議官

クラウドは当然、民間クラウドです。

#### ○宮崎委員

全く民間クラウドに出してしまうわけですね。

#### ○内閣官房向井審議官

はい。そういう意味では、例えば、オバマ政権がクラウドファーストというのを打ち出していますが、今のクラウド技術は、基本的には、セキュリティの面では、自分でサーバーを持っているより安全だということと、自分でサーバーを持っていたとしても、委託は全部民間にやらせているので、所有権を持ちつつ委託するのか、サーバーの物理的ですね。ただし、クラウドの中にあるアプリとか、ソフトは所有権を持っていないと、年金みたいにベンダーロックになるので、そこは要注意ですが、ソフトの所有権さえ持っていれば解決できると思います。

○神野座長

平嶋審議官、いかがでしょうか。

○平嶋自治税務局審議官

自治体同士の方からやっていく動きはそれなりにあります。国からいくよりも、例えば、先程の税の話などでいうと、各県ごとに徴収機構を作っているケースがありますので、少しずつ下の方から積み上げていく動きもそれなりに出てくると思います。

○神野座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。小幡特別委員。

○小幡特別委員

おっしゃるように、マイナンバーの活用という観点からは、まず自治体は条例でいろいろ追加していくと、ご自分の番号を使って、便利な利用ができるようになり、住民も便益を感じやすくなると思うのですが、自治体という公的機関なので、安全に、セキュリティも問題がないようにそこはしっかりしていただければよいと思います。民間利用の今後の話ですが、今後、法人番号は、誰でももらえるようになるということですが、個人番号は、例えば、将来、銀行でインターネット・バンキングをしようとする人が、自分の番号を個人認証のように使う、将来的にそうなるのかもしれないのですから、銀行も個人客に番号を打ち込んでおいてもらった方がよいということがあるかと思いますが、今の法律上、禁止かかっているという理解でよろしいでしょうか。

○内閣官房向井審議官

まず、預金に番号を付けないのは、本人がどうしてもだめという意味ではだめです。ただ、基本的に番号そのものでは本人確認しないので、そこは番号カードないし公的個人認証で本人確認します。法的個人認証は今回、民間活用が認められていますので、今回の法律でも、公的個人認証を使って、いわゆるネットバンキングなどの申請をし、今だと大抵はコピーを送ったり、楽天銀行などはただ写真付きメールを撮って送ったりとなっていますけれども、それでなくても、公的個人認証一発で認証ができますが、そのときは、番号は通知されません。そういった仕組みになります。要するに、基本4情報、本人に間違いのないことを認証するイメージになります。

○小幡特別委員

個人番号を通知しなければ、個人認証として民間にも使える。ただ番号を強制的に取るということは、今の段階はできないということですね。分かりました。

○神野座長

他はいかがですか。中静委員、どうぞ。

○中静委員

8 ページの社会コスト、社会負担低減の観点のところ、先ほど増田委員から野村総研の試算の話が出ましたが、マイナンバー記載書面の電子化促進対策の具体的なイ

メージとして、どのようなものを考えているのか、教えていただけますか。

#### ○増田委員

例えば、企業と行政機関の届出の業務は多数ありますが、要するに、全部積み上げまして、健康保険や厚生年金、雇用保険などについて、各種手続を電子化すると、企業側の事務処理が自動化されるので、そうすると、例えば、企業側の人件費が幾らか削減できます。年間どのくらい削減できるかといいますと、大体、それで1,000億ぐらいです。というのは、それぞれの企業がかかわっている事務処理手続の件数掛ける、例えば、事務処理時間、一人30分、それで人件費が時間当たり2,000円など、そのような単価を掛けて、それで1,000億円ぐらいです。また、固定資産や自動車など、法人等の各種登記情報に係る届出がありますが、経団連でも大分電子化の実現を求めているようですが、これも同じように事務処理に係る人件費が削減されるといったことで、企業が年間770億円となっていますが、そうしたことが可能ではないでしょうか。

それと、金融機関で公金収納代行の事務を行っていますが、これの電子化を行いますと、地銀協会の調査ですが、地方公金の収納、支払い等の受託事務コストを地方銀行全体で年間1,000億円ぐらい削減可能だということです。

こういった想定される事務の中で一番大きそうなものを実態に即して積み上げると、かなりの額が電子化によって削減されるのではないかと、こういう調査があります。

#### ○神野座長

増田委員、どうもありがとうございました。この辺で増田委員のプレゼンテーションをめぐる議論を打ち切らせていただきます。

それでは、引き続き、全国銀行協会からのヒアリングに移りたいと思います。このマイナンバーDGの議論では、前回もそうですが、社会保障などの分野で活用していく上で、負担能力を適正に把握しようとする、金融資産、あるいは固定資産等々の資産を確実に把握することが必要なのではないかなど、マネーロンダリング対策や預金保険での名寄せ等々でマイナンバーを活用できるようにするためには、可能な限り早く口座に付番をすべきではないかという意見が多く出されています。

そこで、本日は全国銀行協会の企画委員長で、三井住友銀行の常務執行役員の太田純委員長にお越しいただいています。

太田委員長からは、「個人預金口座へのマイナンバーの付番に対する銀行界の考え方」というテーマでプレゼンテーションを頂戴します。よろしくお願いします。

#### ○太田全国銀行協会企画委員長

ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました太田です。

隣は、三井住友銀行事務統括部副部長の久保と申します。本日は、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。こちらに記載していますのは、平成23年のマイナ

ンバー制度の検討時に、内閣官房の社会保障・税にかかわる番号制度に関する実務検討会で、マイナンバー制度に関する銀行界の基本的な考え方を御説明させていただいたものです。記載の通り、社会保障の充実を図るとともに、負担・分担の公正性の確保実現という目的のために、番号制度を導入するという考え方については理解していること、また、番号制度導入に当たっては、幅広い民間利用を含め、費用対効果の十分な検証を行い、相応の準備期間を経た円滑な導入を求めるとというのが銀行界の基本的な考え方ですが、これらにつきましては今も変わっていません。

番号法が平成25年5月に成立し、その政令案も、去る2月24日を締切りにパブリックコメントの募集が行われましたが、今後、銀行界としても、平成28年1月のマイナンバーの利用開始に向けて、しっかりと準備を進めていきたいと考えています。

2 ページ目です。個人預金口座への付番は、昨年開催されたマイナンバーDGの議論の中でも、金融所得の精緻な把握や、公平、正確な社会保障給付の実施、マネーロンダリング対策といった観点から、これを行うべきとの御意見が多かったものと認識しています。また、社会保障制度改革国民会議等でも、マイナンバーを利用して、資産を含め、負担能力に応じて負担する仕組みとすべきといった御意見があることも承知しています。

銀行界としても、こうした意義や趣旨は十分に理解していますので、できる限り御協力したいと考えています。特に預金口座への付番に併せて、銀行の事務等でのマイナンバーの活用を容認されますと、これは銀行の事務の効率化のみならず、御利用いただくお客様の利便性の向上にもつながることから、その部分も期待しています。とは申しても、現実的には、個人預金口座の付番には様々な課題が存在します。付番を円滑に進めて機能させていくには、このような課題を乗り越えていく必要があります。そこで、次のページからは、具体的な課題として三点御説明させていただきます。

3 ページ目を御覧ください。預金口座へのマイナンバー付番に係る課題の第一点目は、我が国には極めて膨大な数の預金口座が存在することです。具体的には、銀行界、これは都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行と、全銀協の傘下にある銀行ですが、ここに限っても、現在、約8億にも上る口座が存在しています。

資料の右下に小さい字で書いていますが、銀行以外に、信用金庫で約1億3,000万、郵貯の数字は少し古いのですが、3億程度あると思われ、これを全て合わせると10億を超える口座が存在しています。

銀行によって、お客様の数は大きく異なりますが、ちなみに、私ども三井住友銀行では、約2,500万人の個人のお客様がいらっしゃいまして、普通預金、定期預金等を合わせた個人の総口座数は約6,100万口座に上ります。

現段階では、番号の告知や本人確認等に関する具体的な手続は明らかになっていませんが、仮にこの2,500万人のお客様が全て支店に御来店いただいて付番の手続をすると仮定します。私どもの銀行の支店数は全国で440か店ありますが、各支店に一つずつ

専用窓口を設け、お一人当たり10分ずつ手続をすると仮定しますと、全ての手続が終わるのに、単純計算で6年以上かかります。それぐらい、非常に多いということです。実際は、店頭の手続に加え、郵送やインターネットでの対応を行うことになると想定されますが、付番の目的で多数のお客様が御来店された場合は、通常の銀行取引の目的で御来店されているお客様にも大変な御不便をおかけしてしまうことにもなりかねません。

なお、お客様の中には、複数の銀行に口座をお持ちの方も多いと思いますが、付番の手続を各銀行で行っていただかなければならないために、お客様にとっても、大変な負担になることが考えられます。

それから、郵送やインターネットも、おそらく事務センターを設置して専門のスタッフを配置する等の対応が必要となりますので、銀行が負担する人的・物的なコストは決して小さくありません。例えば、私どもが2,500万人のお客様に付番のお知らせを郵送して、銀行の負担で御返送いただく場合、一人当たり100円の郵送料がかかったとすると、郵便料金だけで25億円かかるという計算になります。

次に、4ページ目を御覧ください。課題の二点目ですが、これは資料の上段に記載しているとおり、住所等が変更されており、連絡がとれないお客様が多数いらっしゃる可能性があるということです。銀行の預金の約款では、住所等の変更があった場合は直ちに銀行にお届けをいただくことになっています。しかしながら、実際には、現在使われている口座の一定割合は住所等が正確ではありません。つまり、お客様が引っ越し等をされた場合に、新たな住所が届けられていないことが考えられます。

付番を行う場合に、銀行側からお客様に一斉にダイレクトメール等をお送りして付番の手続をお願いすることが想定されますが、最新の住所が反映されていない口座については、お客様との連絡がとれず、付番は容易ではないと考えられます。とりわけ、先ほども出ました休眠口座、睡眠預金口座、これは長期間資金の出入りがなく、お客様との連絡もとれない口座ですが、これについては、付番手続は極めて困難と考えられます。

ちなみに、睡眠預金について弊行のケースで申しますと、年間約100万口座のペースで発生しています。この数は決して無視できるものではありません。

このように、既存のお客様につきまして、100パーセント、トレースすることは非常に難しいというのが実情です。

それから、課題の三点目ですが、同じページの資料の下段に記載していますが、仮にお客様への連絡がついたとしても、付番のアクションをとってくださらないお客様もいらっしゃる可能性があります。口座への付番は、お客様にとって、支店に行って手続をしたり、書類を銀行に送付する等の手間がかかりますので、この段階でお客様が具体的なメリットを享受できないとなると、本当にそのアクションをとってくださるのかという問題になります。

また、プライバシー等の観点から口座情報の開示に消極的なお客様もいらっしゃるのではないかと考えられます。これは極端な事例ですが、例えば、生活保護等の不正受給者がいるとすると、預金口座への付番というのは自らの不正の発覚につながることも考えられますし、そういう方は多分、付番には協力されないでしょう。

もちろん、銀行界としても、付番のためにベストエフォートで対応しますが、付番は銀行のみで対応できる話ではなく、お客様の御協力が必要不可欠になってきます。お客様の負担を伴うものである以上、政府が国民の利子所得や資産残高といった情報を把握することが非常に大事である、あるいは我が国として口座への付番を行うことが不可欠であることについて、詳細かつ丁寧に説明を行って、国民の幅広い理解、あるいは納得を得ることが必要だと考えています。付番の義務はあるが、付番の手続をされる方のみに負担が発生して、手続を行わない方には負担が発生しないという不公平は避ける必要があると考えています。

5 ページを御覧ください。ここはフローチャートで、これまで申し上げていたケースを場合分けして整理しています。

一番上に①とある新規口座への付番ですが、法的に預金口座へのマイナンバーの付番が義務づけられるということであれば、口座の開設時に付番を行っていくことが可能です。ただし、お客様が付番を拒否される場合は、銀行は口座の開設はお受けできないことが前提になります。

それから、②の既存口座のケースですが、これは先ほど申し上げたように、お客様に連絡がつくケースと、つかないケースに分けられます。③のお客様への連絡がつくが、お客様から付番のアクションがないというケース、それから、④の連絡がとれないケースは、付番の手続は容易ではありません。とりわけ⑥の連絡がつかずに口座の利用もないという睡眠預金口座は、付番は非常に困難だろうと考えられます。

ただし、オレンジで囲っている③のケース、⑤のケースは、何らかの対策をとることで付番を促進することは可能ではないかと思えます。

6 ページ目を御覧ください。ここで付番を促進するための具体的なアイデアについて、三つの例を挙げています。

一つ目は、預金口座への付番に税制上のインセンティブを与えるということです。具体的には、番号が付いている口座の利子は税率を軽減する、あるいは番号が付いていない口座の利子は高税率を適用するといったことが考えられます。こうした仕組みは海外でも事例があると認識していますが、今の日本の金利を考えると、こうした低金利下で税率によるインセンティブがお客様のアクションに結びつくのかといった問題がありますし、この点は十分に検討する必要があると思えます。

二つ目は、お客様に番号を告知していただくのではなく、銀行が預金保険の名寄せ目的で保有している名前、生年月日、住所等のデータと、政府や地方自治体が保有するデータを、当局サイドでマッチングして、一括で付番するという方法です。この方

法によると、お客様の負担は少ないと思われませんが、個人情報保護等に関する法整備が必要になってくることが考えられます。また、先ほど御説明した住所変更等がなされていないお客様は、マッチングができずに、別途対応が必要になるという問題もあります。

それから、三つ目ですが、これは銀行のシステム上、番号が登録されていない口座は取引できないという設定をしてしまう。こうした口座で取引が発生した場合には、まずは付番の手続きをお願いする方法が考えられます。ただ、この方法の欠点は、例えば、至急ATMでお金をおろしたいケースでも、番号が登録されていないと出金ができず、お客様の利便性が大幅に低下することで、現実的にこの方法は非常に難しいのではないかと思います。

ここで挙げているのは、あくまでアイデアであり、それぞれデメリットがあります。仮に既存口座への付番をできる限り促進するというのであれば、政府で現実的な対応策を御検討いただく必要があると考えています。

なお、これまでの議論とは別の切り口ですが、膨大な数の既存口座に現実的に対処するという観点からは、付番の目的を明確化した上で、その政策目的に合わせて付番の対象を限定するという考え方もあると考えます。

7ページを御覧ください。最後に、マイナンバーの銀行業務での活用について申し上げます。皆様、御高承のとおり、番号法では、個人番号の利用範囲は厳格に限定されていますが、今後、マイナンバーの利用範囲が拡大されれば、お客様の利便性が向上するのではないかと考えています。具体的には、例えば、お客様が市町村に対して提出する住所変更等のデータを、自動的、あるいはマイ・ポータルを通じた通知によって銀行にも提供いただきますと、お客様の口座情報にそれを反映することができ、お客様の住所変更手続きに係る手間が減少し、銀行にとっても最新の住所を正確に把握することが可能になります。

また、マイ・ポータルを通じて、公的機関から銀行あてに、例えば、所得証明といった各種証明書を送付することができると、お客様が住宅ローン等を申し込む際に書類を取得する手間は減少します。

さらに、先ほどもコメントございましたNISAは、現在、お客様は重複口座の有無の確認等のために住民票の写しを提出することが求められていますが、マイナンバーで確認が行われるようになれば、お客様も、住民票の写しの取得など、提出に係る手間が省けるという効果があります。

最後に改めて、私の申し上げたいポイントを取りまとめますと、まず、銀行界としても、付番の意義や趣旨は十分に理解しておりますので、できる限りの御協力はさせていただきますということです。

二つ目に、マイナンバーをより実効性の高いものとしていくためには、フィージビリティ等の観点から、付番の方法等を十分に御検討いただくとともに、必要な法整

備をお願いしたいということです。

それから、最後に、事務体制や銀行のシステム面の準備、さらにお客様への周知にも相当の時間を要すると考えられますので、適切な準備期間を設けていただきたいということです。

今後、銀行界としても、当事者として議論にしっかりと参画したいと思っておりますので、引き続き皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

#### ○神野座長

どうもありがとうございました。

極めて要領よく簡潔にお話を頂戴したことを感謝申し上げます。最後におまとめいただいたように、意義、趣旨については十分に理解をされていて、十分協力したいが、克服すべき課題が幾つかあるということで御指摘を頂戴しました。

ただいま御説明いただきました太田企画委員長からのプレゼンテーションについて、御質問、御意見、いかがでしょうか。

#### ○小幡特別委員

付番の課題、5ページの表ですが、大まかに言いますと、睡眠預金が年間100万口座増えているのですか。全体の2,500万のうち、例えば、三井住友銀行ではどのぐらいでしょうか。

#### ○太田全国銀行協会企画委員長

先ほど申し上げた通り、年間約100万口座が睡眠預金として編入をされています。睡眠預金とは、最後に取引が行われてから9年以上異動がない口座で、それが毎年100万口座ぐらい新たに発生しているということです。しかし、睡眠預金への編入後でも、また取引が発生するケースがあり、こうした場合は通常の口座へと復活することになります。この口座の復活は年間10万件ぐらいあります。

ちなみに、三井住友銀行では、新規の個人口座は年間100万件ぐらい開設されています。100万件が睡眠預金に入って、100万件が新しく口座が開かれていますので、仮に新規口座だけに付番した場合、全ての口座にマイナンバーが付番されるには、約25年かかるという計算になります。すござっくりした話ですが。

#### ○小幡特別委員

要するに、⑥のところが大体100万という感じでよろしいのですか。

#### ○太田全国銀行協会企画委員長

私どもの銀行だけで言いますと、毎年、大体100万件発生しているということです。

#### ○小幡特別委員

しかし、2,500万のうち、多いと見るか、少ないと見るかですが、その程度ということではありますね。

#### ○太田全国銀行協会企画委員長

そのとおりです。

## ○小幡特別委員

分かりました。

## ○野坂委員

先ほどの郵便料金のコストや、あるいは6年ぐらいかかるという数字、大変分かりやすい数字であったわけですが、仮に付番する場合に、システム上にもまた別のコストがかかるのでしょうか。その点がまず一つ目です。

二つ目として、現在、かなりタンス預金があると言われていています。仮に付番をして、付番を嫌がるような預金者が多かった場合、タンス預金がさらに増えるという懸念はあるのかどうか、どのように見ていらっしゃるか、教えていただけますか。

## ○太田全国銀行協会企画委員長

付番のコストは、まだ要件が固まっていないので、なかなか試算が困難ですが、一定の条件の下で、新規口座についてのみ付番を行うと仮定すると、銀行界全体で約300億円のコストが発生すると見ています。既存口座も行う場合は、前提条件によって大きく違うのですが、大体その数倍のコストが発生するのではないかというイメージです。もちろんシステムも事務コストもかかります。システムで大体250億円、事務コストで、銀行界全体で50億円ぐらいというイメージです。

それから、タンス預金については、現金を銀行に預けておけば安全だとか、あるいは、銀行預金には金利はほとんど付かないが、振替もできるし、キャッシュカードでもおろせるしといった利便性があると思いますので、付番によってお客様に相当大きな不利益が生じると認識されない限り、わざわざ引き出してタンス預金にする可能性は低いと思います。

## ○神野座長

本日、金融庁の三井総括審議官に御臨席いただいていますので、金融庁として、現時点でのお考えがあれば、コメントをお願いします。

## ○三井金融庁総務企画局総括審議官

このマイナンバーについて、とりわけ預貯金に付番するかどうかという問題についてはまず、金融庁としても、このマイナンバーの税務行政ないし社会保障における意義は十分理解しており、そういう意味では、大局的な対応をすべきだと思います。

他方、預貯金は他の金融商品と違い、多少特殊といいますか、経済活動上の意味があり、蓄財だけではなく、日々の取引や、一般の方ですと、給料の受取りは、現在、現金では行われなく、振込みで行われていることが多いことなど、生活の手段そのものになっているという面があります。そういった取引が円滑に行われること、混乱を起こさないということも、日ごろの金融行政上気にしているところであり、今、太田全国銀行協会企画委員長が言われたような実務上の点には、私どもも十分目を配っていく必要があると思います。

それから、全銀協に加盟している金融機関は銀行と名前の付いている金融機関であ

り、これ以外に信用金庫、信用組合、労働金庫、農協などがあります。これらも、詳しくこの点について個別にお話をお聞きしているわけではありませんので、確たることを申し上げる立場にはないのですが、多くの面で共通する悩みを抱えているものと推察されます。

他方、金融機関のシステムないしは人手による対応、預金者、貯金者の規模とか広がり、金融機関でかなりばらつきがあり、メガバンクと中小金融機関でも、預貯金者がどのように分布しているのかという点について違いがあるかもしれません。

それから、睡眠預金などで話題になるのは、例えば、転勤とか、学生時代住んでいたところと、今、住んでいるところが違う、ないしは相続によって、今、遺産分割なり、あるいは共同相続で、一人の被相続人が多数の相続人に渡ったり、あるいは分割の結果、特定の人に移ったり、それが2代、3代にわたって名義変更なく置かれているケースや、名義変更がされたり、様々なケースがあり、そういうものの実務的な解決を一つずつ積み上げていながらという作業もあろうかと思えます。なかなか大変な作業かもしれませんが、そういうことで、私ども、注意深く、中身をよく見てまいりたいと思えます。

#### ○内閣官房向井審議官

マイナンバーの活用促進という立場から少し申し上げます。今日の全銀協のプレゼンは極めてクリアで、本当にありがとうございました。おかげさまで、番号を入れる場合、どういう障害があって、どういうルートマップを書けばよいかというのが何となく見えたような気がします。マイナンバーを銀行の業務で負担をかけて入れる以上、何かメリットがないと困るということも当然おありでしょうから、むしろ、もっとこんなことができるのではないかというのを、ここに書かれているのはすぐできてしまいそうなので、もう少し強欲な要求も出していただければよいのではと思っていますので、そういうアイデアがありましたら、ぜひお持ちいただければと思います。

#### ○神野座長

ありがとうございました。他にございますか。武田委員、どうぞ。

#### ○武田委員

質問というより、これまでの議論の感想になりますが、それぞれのお立場からこのお話を聞かせていただいて、心の中にいつもあるのが、メリットはすごくよく理解できますが、何か怖いという漠然とした感情があり、でも、今、導入に向けて準備をしている中で、一国民として求めたいのは、例えば、上西特別委員が言われたように、マイ・ポータルと、今までのメッセージボックスをつなげていくときに、必要なのは今までやっていた情報だけですとか、それだったら怖くないとか、一つずつ解決していく、その過程を私たちも知りたいなど。全国銀行協会の太田委員長のお話にあったように、別に不正がなくても、預金の内容を誰かに知られるのが怖いという感情を持っているので、それを安心して促進していけるような、国、政府としての、国民

へのメッセージをどのようにしていくのか、そのあたりも考えなければいけないと思います。

また、もう一つ、クラウドというお話が出ていましたが、正直なところ、私は、インターネットなど、そういったことが不得手と自覚しているの、雲の上に浮かんでいる、そこにアクセスしてということで、すごく怖さを感じるのですが、お話をくださったら、逆に、今までの管理より、クラウドを利用した方がちゃんと守られるのだということや、アメリカとか韓国が同じような制度を使っていて問題が出てしまっているが、そのような場合に日本は違う制度のやり方をするので、こういう問題は生じないというような、安心材料を皆さんにお知らせしていただきたいなと思いました。

### ○神野座長

ありがとうございました。

つまり、漠然たる不安や、あるいはデジタルデバイドというわけではないが、阻害されてしまう人が出ないかということが国民の中にあるかもしれませんので、その点、向井審議官から何かコメントいただけますか。

### ○内閣官房向井審議官

実は、マイナンバーで三つのことが行われていまして、まず、番号で付番して名寄せをするという話。医療で例えるのが非常に分かりやすいのですが、名寄せした診療情報、カルテ情報を、病院の情報を診療所で使う、これはまさに番号で名寄せした情報のやりとり、これが一つ目です。

それから、二つ目が、いわゆるカードを使う話、正確に言うと本人確認の話です。本人確認には、対面、人と会う場合と、ネットで行う場合と両方あり、人と人である場合が基本的には対面でやる場合、医療で言うと、保険証のかわりに番号カードを使いますという利用のスタイルになります。

それから、公的個人認証を使ってネットで開く場合、医療で言うと、レセプト情報に番号を付けて、それを本人が見られるというスタイルにしてしまうと、非常に牽制効果があると思うのですが、本人がネットから見られる、そういうときの本人確認手段として、番号カードの公的個人認証を使うという話があって、この部分はもう既に民間に開放されているというのは先ほど申し上げたとおりです。

さらに、マイ・ポータルを使えば、一例を言うと、一番簡単な話は、生命保険とか損害保険の支払調書が年末になると保険会社から送ってきて、申告書に張って出すというのがありますが、あれをネットで行って、ネット上保存しておけばよいということにしてしまうと、生命保険会社も郵送料が要りませんし、別に張る必要もなく、会社が持っていることもないというイメージのことが考えられます。

三つのフェーズのことを一遍に番号制度と言っているの、そういう中で、個人情報の管理など、そういった意味でいくと、それは番号制度でありますので、それは一つの番号であらゆる情報を全部名寄せするというのではなく、必要な場面だけ情報

をやりとりすればよい話。先ほどの例で言うと、病院の情報などを全て日本国中一本で集めるといって、さすがに、一発取られたら全部取られるみたいな話になりますが、それぞれの病院にあるものを融通し合う、あるいはある程度地域に集めておいて、それを融通し合うという話になると、また違ってくるといってもあります。

そういった意味で、議論をきちんと行い、何となく番号という話ではなく、どういふことをやっているのかというのは、私どもも注意して説明したいと思いますし、今、申された預金の話で言いますと、預金に番号を付けることと、預金の残高を国のどこかの機関に報告することは全く別の事柄なので、そこは分けて考えていただきたいと思います。預金に番号を付けたからといって、預金の残高を国に報告することには直結しません。アメリカなどは典型的で、預金を開設するときにソーシャル・セキュリティ・ナンバーがありますが、残高をどこかの国の機関が把握していることはないので、日本も多分、そういうスタイルにしつつ、例えば、税務調査に行けば、どういう口座があるか見られるとか、あるいは、生活保護を受けるときには調査できるとか、そういうスタイルにすれば用は足りるので、仕組みをきちんと説明していく必要があると感じました。

#### ○中静委員

一つ要望で、検討していただければと思うのですが、今日も付番について、非常に様々な説明があったのですが、特に欧米で、利子所得をきちんと把握している国があるので、欧米諸国でどのような形で利子所得を報告させているか、付番もどのような形でやっているのかという話を一度聞けるようなチャンスがあればよいと思います。

#### ○神野座長

分かりました。できるだけ準備をして、御要請にお応えしたいと思います。

それでは、最後の議題は、IT総合戦略本部のマイナンバー等分科会についてですが、向井審議官から御報告を頂戴できればと思います。

#### ○内閣官房向井審議官

番号制度担当であるとともに、ITの方も担当していますので、今回のマイナンバー等分科会は社会保障改革ということではなく、IT戦略の観点からマイナンバーを捉えようということ、IT総合戦略本部というものがあり、内閣総理大臣が本部長で、各閣僚が全部入っている会議です。その下に様々な調査会議があって、その中にいろいろな分科会がある、ITを扱う中にマイナンバー等分科会を設置するということです。

「IT戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ」が3ページにあります。ワンストップ・サービスなど、モバイルを通じた利便性の高いオンラインサービス、特に日本の場合、電子政府は極めて遅れていますので、番号も使いつつ行っていこうと。特に、今後整備されるマイ・ポータルは、番号を使う場面、使わない場面、両方ありますが、これらを利用性の高いオンラインサービスにつなげていきたいということです。

最初に戻り、マイナンバーそのものの活用というよりは、むしろマイ・ポータル、

あるいはカード、あるいはカードにあるICチップの利活用、いわゆる公的個人認証機能の利活用、このようなものを中心に取り組みつつ、マイナンバーの更なる利用、ニーズ、これは私ども何度も、経団連や様々なところに、どういった民間の活用があるのかということをお聞きするのですが、最新の住所が欲しいなど、あるいは公的個人認証でできるといったお話が大半でして、実はマイナンバーをそのまま使いたいという要望は余りないのです。そういう意味で、マイナンバーをそのまま使えるような、非常に気の利いた要求があれば、ぜひ実現に向けてやっていきたいと思えます。

一方で、個人情報の保護も決しておろそかにすることがないように、バランスのとれた利活用を図っていききたいということで、6月までに中間取りまとめを行うことをめどに4、5回開催する予定です。その中では、このマイナンバーDGで出たたくさんの議論もありますので、それらにつきましても生かしていきたいと考えています。

#### ○神野座長

ありがとうございました。

最後に、全体を通じて何か御意見がございますか。

#### ○高田委員

先ほどの全銀協の御説明の中でも、国民の理解を得ることが重要という御指摘があったのですが、マイナンバーの制度に対する国民の理解を得ていくためには、制度の導入に対する利便性をいかに知ってもらえるか、もしくは実感できるかということが重要ではないかと思うのです。ですから、国民にとってメリットになるためには、国民が普段から利用している民間のサービスとの連携をいかにやっていくかということにもっと重点を置いていってもよいと思っていて、もちろん個人情報の保護には、今のこの世の中ですから、かなり留意しなければいけないと思うのですが、そういう意味で言いますと、先ほど上西特別委員から御説明のあった法人番号や、増田委員から御説明のあった電子証明書を活用した個人の公的な認証サービスなど、このようなものは新たな法改正をしなくても民間利用を進めることができる分野だと思えますので、こうしたものについて、独自に進めることが必要と思えます。

それから、先ほど御説明ございましたIT総合戦略本部のマイナンバー等分科会でマイ・ポータル等についても検討されるということでありましたが、こういったものを使いながら、いかに民間で実感が得られるような対応になるのかが大切です。それを伴いまして、ある面では、今後の日本にとりましても成長戦略にしていくとか、いろいろな意味での活性化につなげるという発想を、もう少し国民のレベルでも全般的に持つようにしていくことがいいのではないかと考えていますので、そういった方向により世の中の議論のほうも目を向けていかれるようにできればと思います。

#### ○神野座長

ありがとうございました。

それでは、本日、上西特別委員、それから増田委員、さらに全銀協の太田委員長か

らヒアリングさせていただきました。

上西特別委員からは、税理士という、税務執行及び納税協力を携わっていらっしゃる観点から、税務執行だけではなく、社会保障関係にも目配りを利かせていただきながら、活用のメリットや、気を付けるべき留意点等々御指摘を頂戴しました。

さらに、増田委員からは、地方自治体での取組み状況、さらに地方行政への活用策等々についてお話をいただいた上で、幅広い視点からこれを活用していく、社会インフラとして活用していく期待や展望をお示しいただきました。

さらに、全銀協の太田委員長からは、極めて簡潔にお話を頂戴し、マイナンバーの活用についての意義ないし趣旨は十分理解しているので、可能な限り協力をしたいというお言葉を頂戴しました。さらに、そうしたことを前提にして、現時点での、具体的に、アポリアといいたいでしょうか、乗り越えなければならない壁を御指摘いただいたと考えています。

最後に向井審議官から、IT総合戦略本部の下にマイナンバー等分科会が設置されるということですので、私どもも、この分科会と連携をとりながら、以後、運営させていただければと思います。

次回は4回目になりますので、今まで、このマイナンバーDGとして、現状や課題というものを可能な限り共有したいということでヒアリングを行ってきましたが、次回からはいよいよ考える段階といいたいでしょうか、問題点を少し絞りながら、かなり共有した問題意識が生まれてきているのではないかと思いますので、論点整理を行ってきたいと考えています。また、中静委員から御頂戴した宿題については、事務局と相談して、可能な限り準備させていただきます。

次回の開催日時等については、事務局から御連絡をいたします。本日はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。